

高知くらしの護身術

110

借金の名義貸し

はっきり断ろう

(2008年11月11日掲載原稿)

親しい友人から「絶対迷惑はかけないから」と言われて、借金の契約書に署名をした。「支払は自分がするから貴方に請求がいくことはない」とのことだったが、半年後に業者から支払督促が来た。困って、友人に連絡を取ろうとしたが行方がわからず連絡がとれない。支払をしなければならないか」というような相談が寄せられています。

これは、「名義貸し」といわれるものです。

名義を貸しただけでも、承諾していれば自分が借金をしたことになり名義人本人に支払義務が生じます。このようなトラブルは親戚、親しい友人・知人、交際相手など断りにくい関係にある人から「名義を借りるだけだから」などといわれ安易に承知してしまうケースがほとんどです。

依頼をした友人は、金融機関等から借金が出来ない厳しい状況であることが考えられます。そのような場合に、「名義貸し」をした借金を返していくことが出来るのかよく見極めて下さい。

もし、友人や知人などから「名義貸し」の依頼をされても、応じるのではなく、債務整理などの問題解決をすすめて下さい。それが、友人・知人の再出発になると思います。

「名義貸し」の被害にあわないためには、「名義だけ」とか「絶対に迷惑をかけない」といわれても、はっきり断ること。内容を確認せずに書類に署名押印をしないこと。印鑑や通帳、キャッシュカードなどを預けないこと。が大切です。

なお、無断で名義が使われた場合は、責任を負う必要はありません。